

令和8年度 大分の労働行政

 厚生労働省 **大分労働局**
労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）



大分労働局
HP



大分労働局
Instagram



大分労働局
YouTube

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

課題

最低賃金引上げへの対応を含め、中小企業・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境整備に向けた施策を推進することが重要である。また、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換等を推し進めていく必要がある。

加えて、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援する。

賃金引上げに取り組む企業の生産性向上に向けた支援

「賃上げ支援助成金パッケージ」の周知

生産性向上（設備・人への投資等）、非正規雇用労働者の処遇改善等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援

- 「業務改善助成金」
- 「キャリアアップ助成金」
- 「働き方改革推進支援助成金」
- 「人材開発支援助成金」
- 「人材確保等支援助成金」



「働き方改革推進支援センター」等との連携

個別相談、セミナーなどの活用促進。各支援機関との連携。関係省庁、地方公共団体の支援策周知

地方版政労使会議の開催

大分県政労使会議

～共同メッセージ～

働く人も企業も元気になる
大分県経済の好循環の実現のため
生産性の向上と労務費を含めた
適切な価格転嫁に取り組み
企業の力を高め
持続的な賃上げをめざします

最低賃金制度の適切な運営

最低賃金額の周知広報

改正された大分県最低賃金、特定最低賃金について、広く積極的な周知を実施



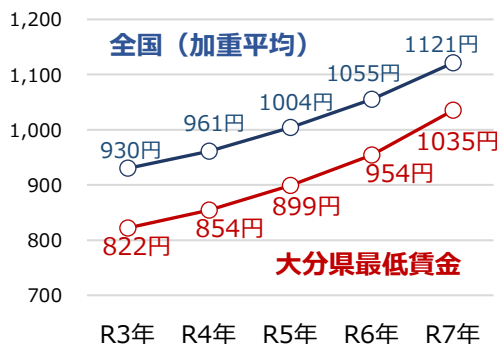
賃金引き上げ特設ページ



最低賃金の履行確保・監督指導

未満率、影響率の高い業種等、最低賃金の履行確保上、問題のある事業場的に選定し、監督指導を実施

大分県における最低賃金額の推移



同一労働同一賃金の遵守の徹底

均衡 待遇

不合理な待遇の禁止

- ①職務内容（業務の内容と責任の程度）
 - ②職務内容・配置の変更の範囲
 - ③その他の事情
- の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。

均等 待遇

差別的取扱いの禁止

- ①職務内容（業務の内容と責任の程度）
 - ②職務内容・配置の変更の範囲
- が同じ場合、待遇について同じ取扱いをする必要があります。

バランスのとれた待遇 差があってはならない

監督署と連携した法の遵守徹底

- ・監督署の定期監督において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、雇用環境・均等室等へ情報提供
- ・行政指導（報告徴収）、援助（調停等）の実施

改正ガイドラインの周知

- ・令和8年4月に改正予定の「同一労働同一賃金ガイドライン」の円滑な施行に向けて、改正内容を周知

多様な働き方の
実現応援サイト



非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

正規・非正規の格差是正への支援

キャリアアップ助成金（「正社員化コース」「賃金規定等改定コース」及び「年収130万円の壁」への対応として新設した「短時間労働者労働時間延長支援コース」等）の周知、活用勧奨

拡充 年収の壁対策 労働者1人につき最大75万円助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、処遇改善につながる！
事業主の皆さまにおいては、人手不足の解消に！



労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額			要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業	週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	—	—	—	労働時間を更に2時間以上延長 基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	—	—	—	—
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円		25万円	20万円	15万円	
3時間以上4時間未満	10%以上	—	—	—		—	—	—	—
2時間以上3時間未満	15%以上	—	—	—		—	—	—	—

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実績後（2年目）で比較



キャリアアップ
助成金



人手不足対策

課題

少子高齢化が進む中、地域での医療・介護サービス提供体制の確保や子育て支援は国民生活の喫緊の課題であり、医療・介護・保育分野における人材確保への支援に積極的に取り組む必要がある。

また、医療・介護・保育分野以外にも多くの職種において人材確保が困難な状況が継続している。特に中小企業においては、人手不足感が深刻化しており、人材確保に向けた取組を支援していく必要がある。

医療・介護・保育分野における医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト等

アウトリーチ支援による求人充足支援の強化

- ・「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」と銘打ち、ハローワークにおける最重要事項として、アウトリーチによる求人充足支援を実施
- ・事業所訪問により雇用管理指導援助も含めた求人充足支援を実施
- ・ナースセンター等の関係機関や関係団体とも連携して人材確保を促進

雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

- ・「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口』において、業界団体と連携し周知及び問題事案の把握に努める
- ・職業紹介事業者に対して、適正な事業運営を確保するための指導監督を実施

関係団体との連携

関係団体との連携強化に努め、雇用仲介事業者への指導監督等を実施することにより、トラブル防止と雇用仲介事業の健全化を図る

その他の支援

- ・医療・介護・保育分野におけるマッチング支援を強化するため、ハローワーク大分の「人材サービスコーナー」等において、潜在求職者の積極的な掘り起こし、重点的なマッチングを実施
- ・医療・福祉人材確保推進協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る
- ・事業主等による雇用管理改善等の取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や雇用管理改善のコンサルティング、県や介護労働安定センター等が取り組んでいる雇用管理改善施策等について周知を実施

ハローワーク大分 OASIS庁舎
福祉(看護・介護・保育)
建設・警備・運輸
人材サービスコーナーへ！
※人材サービスコーナーはハローワーク大分OASIS庁舎内の業内表示板「R」のコーナーです。

1. 人材サービスコーナーでは**ゆっくり**とご相談ができます！
2. **紹介状発行**や**求職活動証明押印**もおこなっています！
3. 窓口でも、求職者マイページでも**ホットな求人**を情報提供！
4. **模擬面接**をはじめ、応募書類の添削などもおこなっています！
5. 気になる求人のお問合せや**事業所見学**の**セッティング**もおまかせ！

看護・介護・保育の最新求人一覧表を
人材サービスコーナー前にて無料配布中♪
★毎週金曜15時頃更新★

ハローワーク大分 OASIS庁舎
人材サービスコーナー
大分市高砂町2-50 OASISひろば21 地下1F
TEL:097-538-8622 お気軽にご相談下さい
開庁時間 平日 9:30～18:00

その他の分野における人手不足対策等

その他の人材不足分野におけるマッチング支援

- ・建設・運輸・警備分野などにおけるマッチング支援を強化するため、ハローワーク大分の「人材サービスコーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施
- ・運輸・警備分野人材確保対策推進協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る

雇用管理改善の取組による人材確保支援

建設・運輸・警備分野などにおける人材確保に当たって、事業主等による雇用管理改善等の取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や雇用管理改善のコンサルティング等の周知を実施

いわゆる「スポットワーク」雇用仲介事業者への対応

- ・いわゆる「スポットワーク」の仲介業について、相談窓口へ寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、違法が認められた場合には適切に指導を実施
- ・「スポットワーク」を利用する使用者が労働関係法令を遵守するための留意事項や労働者が注意すべき事項について、本省作成のリーフレットを活用した周知やチェックリストを活用した指導等の実施



「スポットワーク」を利用する事業主の皆さまへ

「知らない」では済まされない

「スポットワーク」の労務管理

労働に関するトラブルにならないために

急に人手が欲しいときなどに利用する「スポットワーク」。最近利用者が急増しています。

「スポットワーク」の労務管理上の注意点をまとめましたので、理解した上で「スポットワーク」を利用しましょう。

※このリーフレットでは、「スポットワーク」とは、短時間・日別の労務を内容とする臨時的なものとして扱っています。

※「スポットワーク」にはさまざまな形態がありますが、このリーフレットでは、「スポットワーク」の雇用管理を行う事業主（以下「スポットワーク株式会社」という。）が提供する業務中企業アリア（以下「アリア」という。）を利用してマッチングや就業の調整を行うものを対象とします。

リ・スキリング、労働移動の円滑化

課題

賃上げと人手不足緩和の好循環の実現に向けて、一人一人の生産性や付加価値を向上させることが重要である。また、DX・生成AIの普及など企業経営が複雑化する中、リ・スキリングを含め、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を広め、人材確保に繋げていくことが重要である。

リ・スキリングによる能力向上支援

教育訓練給付等による労働者個人の学び・学び直しの支援の促進

「教育訓練給付制度」等の周知

地域職業能力開発促進協議会の活性化

訓練ニーズを把握し、ニーズに適した公的職業訓練のコース設定等を実施

労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

「キャリア形成・リスキリング支援センター」等を設置

求職者支援制度の活用促進

求職活動状況等を踏まえた適切な受講勧奨を実施

公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業の周知

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

オンラインを活用した職業訓練の実施

人材開発支援助成金による人材育成の推進

「事業展開等リスキリング支援コース」の積極的な活用勧奨を実施

全世代型リ・スキリングを促進する国民運動の実施

関係機関等と連携して、リ・スキリングの重要性や必要性について情報発信

成長分野等への労働移動の円滑化

「job tag」や「しよくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

円滑な労働移動を可能とするために「job tag」や「しよくばらぼ」に加え、「みんなの労働ナビ」の積極的な周知広報を実施

ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

- ・来所困難者等を対象とした雇用保険のオンライン失業認定の適切な運用を実施
- ・ハローワーク職員に対し、キャリアコンサルタント資格取得促進の研修を実施
- ・ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS等による周知広報を実施

地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

- ・「雇用対策協定」により、国と地方が層連携して地域の雇用対策を実施
- ・地方公共団体が行う業務と国が行う無料職業紹介を一体的に実施
- ・地域雇用活性化推進事業への応募勧奨や、実施地域に対して適切な支援を実施

都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

- ・求人情報や生活関連情報の提供を行うなど、求職者の希望を踏まえた個々のニーズに応じた支援を実施
- ・関係団体と共催にて開催しているUIターン就職フェアについて、求職者へ広く周知し、マッチング機会の増大を図る

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援

「早期再就職支援等助成金」の積極的な周知を実施

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

課題

経済社会の活力を維持・向上させるためには、高年齢者、障害者、外国人、中高年齢層、若年者など多様な人材の活躍促進が必要である。

多様な人材の活躍促進

高齢者の活躍促進

- ・70歳までの就業機会確保等に向けた支援
- ・ハローワークの生涯現役支援窓口などでのマッチング支援
- ・シルバー人材センターにおける就業機会の確保

障害者の就労支援

- ・ハローワークのマッチング機能強化による雇入れ等の支援
- ・多様な障害特性に対応した就労支援
- ・雇用を促進するためのテレワークの支援
- ・公務部門における障害者の雇用促進・定着支援



外国人求職者への就職支援等

- ・ハローワークの外国人相談コーナーでの就職支援
- ・ハローワーク等における多言語相談体制の整備
- ・外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助

就職氷河期世代を含む中高年齢層へ向けた就労支援

ハローワーク大分に専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、就職後の定着支援等を実施

若年者への就労支援

- ・地域若者サポートステーション、新卒応援ハローワーク等での個々の状況に応じたきめ細かな支援
- ・SNS等を活用したハローワークの支援内容等の情報発信



課題

女性の正規雇用比率がいわゆる「L字カーブ」となっているほか、男女間賃金差異は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的に見るとその水準は低いといった課題がある。

女性活躍推進に向けた取組促進等

男女雇用機会均等法の確実な履行確保

報告徴収の実施等により、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等について、法の履行確保を図る

改正女性活躍推進法の周知

- ・令和8年4月1日から、常時使用する労働者数101人以上の事業主について、新たな情報公表が義務付けられたことから、その改正内容の周知に取り組む
- ・公表場所は女性の活躍推進企業データベース※1が適切であることから、その活用勧奨を図る

労働者数	公表内容※2
301人以上	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて2項目以上を公表
101人～300人	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて1項目以上を公表

※1 女性の活躍推進企業データベース



※2 選択する公表項目はこちらを参照



えるぼし認定

えるぼし認定制度の周知と取得勧奨を図る



マザーズコーナーによる子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- ・子育て中の女性等を対象とした専門窓口（マザーズコーナー）において、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施
- ・仕事と子育ての両立がしやすい求人確保の推進
- ・SNS等を活用した情報発信の強化、自宅でも求職活動ができるオンラインでの就職支援サービスの推進

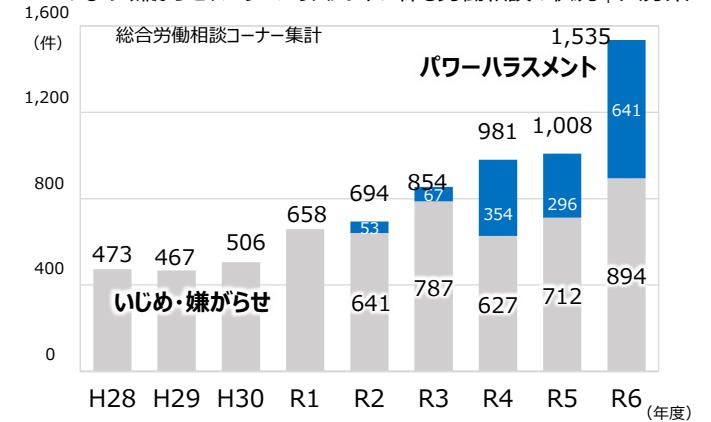
課題

パワーハラスメントに関する相談件数の増加傾向が顕著であること等から労働施策総合推進法等の履行確保を進める必要がある。

さらに、カスハラ及び就活セクハラを防止する対策が令和8年10月1日から事業主に義務付けられるため、この周知に取り組む必要がある。

総合的なハラスメント防止対策の推進

いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントに係る労働相談の状況 | 大分県



労働施策総合推進法等の履行確保

ハラスメント防止措置を講じていない事業主に対して報告徴収（又は報告請求）、援助（調停等）の実施により法の履行確保を図る

カスハラ対策等の義務化の周知等

令和8年10月1日施行の顧客ハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化について周知と法の履行確保を図る



あかるい職場応援団の活用促進

ハラスメント対策に活用できる研修用動画、研修資料、裁判例、取組事例を掲載



多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

課題

男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現するとともに多様な人材がその能力を最大限生かして働くことができるよう、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備することが重要である。

また、各企業において柔軟な働き方が進むよう各種施策を講じるとともに、働き方・休み方改革の推進や年次有給休暇の取得促進等を行う必要がある。

仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

育児休業取得率 | 上段 = 全国、下段 = 大分

	地域	女性	男性
令和6年	全国	86.6%	40.5%
	大分	98.0%	32.7%

※男性の育児休業取得率の政府目標「令和12年までに85%」
※資料出所 | 全国 = 雇用均等基本調査、大分 = 大分県労働福祉等実態調査結果

育児・介護休業法の履行確保

・報告徴収の実施により、法の履行確保を図るとともに、改正法の周知に取り組む

仕事と育児等の両立を支援する措置の周知

・産後パパ育休、パパ・ママ育休プラス、育児目的休暇等の男性の育児に資する制度等の周知に取り組む
・両立支援等助成金による支援に取り組む

次世代育成支援対策の推進

・大分県のくるみん認定状況（令和8年2月末現在）

くるみん認定企業 … 60社
うち、プラチナくるみん認定 … 6社
うち、くるみんプラス認定 … 1社



年次有給休暇取得率 | 令和6年

全国	大分
66.9%	72.8%

※資料出所
全国 | 就労条件総合調査
大分 | 大分県労働福祉等実態調査結果

課題

長時間労働のさらなる抑制に向けて取り組む必要がある。

14次労働災害防止計画に基づくアウトプット指標・アウトカム指標について目標を達成できるよう、必要な取組を進めていく必要がある。

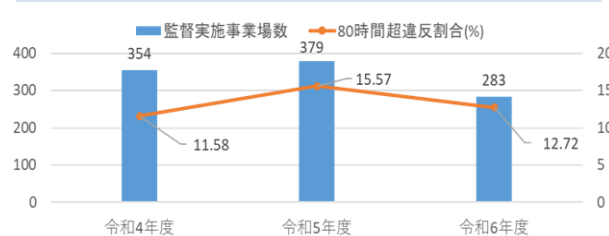
また、被災労働者等に対してセーフティネットの役割を果たすため、迅速・適正な労災保険給付を行う必要がある。

安全で健康に働くことができる環境づくり

長時間労働の抑制

時間外労働上限規制の遵守を含む労働条件確保に向けた監督指導の実施

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果



労働条件の確保・改善対策

最低基準である労働基準関係法令の履行確保、労使の自主的な取組を促すことや、労務管理体制が十分でない中小企業・小規模事業者等に対する丁寧な相談・支援

労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

段階的に施行される改正労働安全衛生法について積極的に周知・啓発

労災保険給付の迅速・適正な処理

社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする労災請求事案の、認定基準等に基づく迅速・適正処理

課題

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保を図る。また、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えるフリーランスからの相談にも適切に丁寧に対応する必要がある。

フリーランス等の就業環境の整備

発注事業者の義務内容

取引の適正化 所管 公正取引委員会・中小企業庁

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払い
- ③ 禁止事項 ※1か月以上の業務委託の場合

就業環境の整備 所管 労働局雇用環境・均等室

- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護と業務の両立に対する配慮 ※6か月以上の業務委託の場合
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示 ※6か月以上の業務委託の場合

フリーランス法の履行確保

・委託事業者のフリーランスに対する就業環境の整備について、調査、是正指導により法の履行確保を図る
・フリーランスからの就業環境整備違反に関する申出や相談に適切に対応する。

フリーランス・トラブル110番

・委託事業者との間の取引上のトラブルについて相談があった場合は「フリーランス・トラブル110番」を紹介する。



相談

フリーランス・トラブル110番

フリーランスと発注事業者等の取引上のトラブルについて、フリーランスが弁護士にワンストップで相談できる窓口です。

0120-532-110

受付時間 11:30～19:30 (土日祝日を除く)